

軽自動車税は 毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

軽自動車税が課税されている車両の確認をお願いします

譲渡や廃棄をして車両が手元になりに課税されたままになっているバイクや軽自動車等はありませんか。車両を譲渡した場合や所有者が死亡した場合は、名義変更等の手続きをしないと前所有者や亡くなった方に軽自動車税が課税され続けます。車両を廃棄した場合は、廃車の手

続きをしないと軽自動車税が課税され続けます。

名義変更・廃車等の届出先は車種によって異なりますので次の表を参考に手続きをお願いします。なお、今年4月1日が土曜日であり、各担当機関の休業日にあたるため、**該当する車両がある場合は3月31日(金)までに名義変更・廃車等の手続きが必要**となります。

車種	届出先
原動機付自転車 (125cc以下)	税務課、角館・西木地域センター、各出張所 手続きに必要なもの 《名義変更の場合》納税義務者と届出者の印鑑、譲渡証明書等
小型特殊自動車 (農耕・その他)	《廃車の場合》ナンバープレート、納税義務者と届出者の印鑑等 ※ナンバープレートを紛失・破損等の理由により返納できない場合は、弁償金200円が必要です。
ミニカー	※ナンバープレートを紛失・破損等の理由により返納できない場合は、弁償金200円が必要です。 問合せ ☎税務課43-1117

下記の車種の手続きについては担当機関へ直接おたずねください。

車種	担当機関
軽自動車 ▶ 二輪 (125cc 超 250cc 以下) ▶ 三輪、四輪	軽自動車検査協会秋田事務所 ☎ 050-3816-1834 (秋田市寺内字三千刈463-3) 角館地区自家用自動車協会 ☎ 53-2209 (角館町上菅沢194)
二輪の小型自動車 (250cc 超)	東北運輸局秋田運輸支局登録部門 ☎ 050-5540-2012 (秋田市泉字登木74-3)
雪上車	角館地区自家用自動車協会 ☎ 53-2209 (角館町上菅沢194)

じん臓機能障害により人工透析療法をされている方へ 仙北市人工透析通院費支給事業

【問合せ】社会福祉課(西木庁舎) ☎(43)2288

仙北市ではじん臓機能障害により人工透析療法を受けるため、週2回以上自宅から医療機関に通院されている方を対象に通院費の一部を支給しています。

●対象要件

- ▶ 仙北市の方で週2回以上人工透析療法のために通院している。
- ▶ 自宅から医療機関までの距離が往復3km以上ある。
- ▶ 自らの運転または家族等の運転で通院している。
- ▶ 交通費として他の助成(障がい者

(児)タクシー利用券事業等)を受けていない。

● 通院費支給額について/対象要件すべてを満たしている方に、申請日から算定し医療機関からの仙北市人工透析通院者の外来診療証明書で確認された通院回数に応じた金額を支給します。

支給額 通院回数×往復通院距離

×10円(1kmあたり)

※往復通院距離については、1km未満の端数切捨てとなります。

● 申請方法/社会福祉課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター、各出張所のいずれかの窓口で申請してください。

● 申請に必要なもの/印鑑

- ▶ 指定金融機関の振込先口座(受給者本人名義のもの)
- ▶ 自宅から通院先医療機関までの片道の距離数(少数点第1位まで)
- ▶ 特定疾病療養受領証

第10回特別弔慰金 請求をお忘れなく!

【問合せ】社会福祉課
(西木庁舎) ☎(43)2288

支給要件を満たしている方で、今回の請求をされていない方は、お早めに請求してください。

- 持参するもの/マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、印鑑、本人確認できるもの(運転免許証が健康保険証)
- 請求に必要な書類等/社会福祉課

(西木庁舎)に備え付けの請求書類、請求者の戸籍謄本ほか、請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるかの状況により、提出書類が異なります。

● 請求期限/平成30年4月2日まで
※詳しくは担当課までお問い合わせください。

仙北市日中一時支援事業 (放課後支援事業)のお知らせ

【問合せ】社会福祉課
(西木庁舎) ☎(43)2288

この事業は、障がいのある方などの日中における活動の場を確保し、また、家族の就労支援や一時的な負担軽減を目的としています。

- 対象者/市内に住所を有する障がい者や障がい児、難病患者等で、日中に見守りする家族等がないため、一時的に支援が必要な方
- 事業内容/

- ① 放課後支援事業: 特別支援学校に在学している児童生徒に対する放課後支援
- ② 日中一時支援事業: ①を除く日中一時支援(特別支援学校児童生徒の長期休暇や振替休日等含む)

- 利用料/
- ① 放課後支援事業: 月額2,000円(生活保護世帯は無料)
- ② 日中一時支援事業: 利用時間毎に負担あり(非課税・生活保護世帯は無料)

● 申請方法/4月から利用希望の方は3月15日(木)まで社会福祉課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター、各出張所のいずれかの窓口で申請してください。

放課後支援事業利用の方(平成29年度入学予定の方も含む)は保護者の「就労証明書」の添付が必要となりますので、早めにご相談ください。

臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します

【問合せ】社会福祉課
(西木庁舎) ☎(43)2288

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、制度的な対応(軽減税率の導入)を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

※平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給します。

●支給対象者/平成28年1月1日時点で仙北市の住民基本台帳に登録されている方で、平成28年度市民税が課税されていない方

- ▶ ただし、**次の場合等は対象外**です。
- ▶ 市町村民税が課税されている方の被扶養者となっている場合
- ▶ 生活保護制度の被保護者となっている場合

※対象と思われる方には申請書を郵送していますので、申請期間内に申請してください。

● 給付金額/臨時福祉給付金(経済対策分)支給対象者1人につき1万5,000円

● 申請方法/社会福祉課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター、



確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金(経済対策分)
1人につき1万5千円

申請期間: 平成30年3月15日(木)まで

0570-037-192

各出張所のいずれかの窓口で申請してください。

- 申請期間/3月1日(水)～5月31日(水)
- 申請に必要なもの(必ず添付してください)/
- ▶ 本人確認ができるものの写し(免許証・パスポート・健康保険証など)
- ▶ ※世帯で申請される場合も支給対象全員の本人確認ができるものの写しが必要

● 平成28年度臨時福祉給付金を受給された方で、別の口座を希望する場合は通帳の写し(金融機関名・口座番号・口座名(カナ)が記載されている部分の写し)

● 長期間使用していない口座には振込みできませんので、受取口座としないでください。

● 仙北市以外の住民基本台帳に登録されている方の被扶養者となっている場合は、その方の平成28年度分市町村民税の非課税証明書

● 代理申請される場合は、支給対象者の方と代理の方の本人確認書類の写し

● 給付金の受取方法/申請書受理後に審査し、支給決定した方は申請書に記載された指定口座に振込みます。

● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
松葉住宅 西-201 (築12年)	西木町検木内 字松葉247-3	集合住宅 2LDK	2階建 2階	35,000円 (駐車料金1台分含む)	1,020円 (2台目より)
公園南 1号団地D (築9年)	田沢湖生保内 字武蔵野105-1058	戸建て 3LDK	2階	25,900円から (所得額による)	家賃に含む (1台分のみ)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(F F式等)または電気ストーブを使用。
※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間 / 3月1日(水)～28日(火)
- 入居資格 / 次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること
- ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)
- ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下(松葉住宅は所得制限なし)
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない方
- ④ 市税を滞納していない方
- ⑤ 暴力団員でないこと
- ※単身入居の場合は条件がありますのでお問い合わせください(昭和31年4月1日以前に生まれた方は申込可能)。
※市外在住の方でも入居可能です。
- 申込方法 / 申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
- 提出先 / 申込書設置場所 / 都市整備課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター
- 添付書類 /
- ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの 各1通(学生は除く)
- ② 入居希望者全員の平成28年度市県民税課税証明書 各1通(所得・

- 控除・年税額の記載のあるもの)
- ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定者等は各1通)
- ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書 1通
- ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本 1通(単身であることが確認できるもの)
- ⑥ その他特別な事由の書類

- ※いずれも市役所窓口にて発行されます(手数料が掛かります)。
- 選考方法 / 応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込人によるくじ引き)を行います。
- ▶ 抽選日時 / 4月6日(木) 14時
- ▶ 抽選場所 / 西木総合開発センター 2階集会室(西木庁舎)
- 入居時期 / 4月10日(月)

市 営住宅の入居者を募集します

【問合せ】都市整備課 住宅公園係
(西木庁舎) ☎ (43) 2295

景観に関する意見交換会を開催します

市では、「歴史と文化、自然、ひとが織り成す美しいふるさと仙北」を目標に景観計画を策定しています。みんなで守り・育てる「協働」の景観づくりのため、「景観づくり市民会議」の設立に向けて、市民と事業者、行政との意見交換会(勉強会)を開催します。

仙北市の景観施策にご意見のある方、景観づくり市民会議にご関心のある方、良好な景観づくりに取り組んでいる方、団体などの参加をお待ちしています。

開催日時 3月13日(月) 18時～
開催場所 市役所角館西庁舎2階 第4会議室

【問合せ】都市整備課(西木庁舎) ☎ 43-2295

生保内財産区管理委員会一般選挙のお知らせ

任期満了に伴う生保内財産区管理委員会一般選挙(定数7人)が平成29年3月7日(火)に告示、平成29年3月12日(日)に投開票が行われます。

投票できる方

次の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている方

- ▶ 年齢 / 平成11年3月13日以前に生まれた方
- ▶ 住所 / 平成28年12月6日以前から引き続き生保内財産区の区域内に住んでいて、住民基本台帳に登録されている方

※生保内財産区の区域内とは、住所表示が田沢湖「生保内字〇〇」「刺巻字〇〇」「湯字〇〇」「田沢字先達沢国育林」のいずれかの地域をいいます。

※修学のため市外に居住している学生の方は、投票できません。
※入場券が届いても、生保内財産区の区域外へ転出(転居)した場合は投票できません。期日前投票ができる期間であれば、転出(転居)届を提出する前に、期日前投票を行うことができます。

当日投票所

入場券が届きましたら、投票場所を必ず確認してください。

投票区	投票所
石神	石神会館
武蔵野	武蔵野会館
生保内	田沢湖健康増進センター
湯	湯文化センター

- 除外要件 /
- ▶ 農用地区域以外に代替できる土地がなく、また、事業規模に対して適当な面積であること
 - ▶ 除外によって農地の集団性や、農作業の効率化に支障がないこと
 - ▶ 周辺の担い手等の農用地の利用の集積に支障がないこと
 - ▶ 土地改良施設(農道や水路等)に支障を及ぼさないこと
 - ▶ 土地改良事業を実施中の区域でないこと、実施済みの場合は完了後8年以上経過していること
- ※除外要件など詳しい内容については、お問い合わせください。
- 受付期間 / 3月6日(月)～4月7日(金)

投・開票予定日時と会場

平成29年3月12日(日)

投票 7:00～17:00 (市内4投票所)
開票 18:00～ (田沢湖総合開発センター)

期日前投票のできる期間

平成29年3月8日(水)～3月11日(土)

※投票日当日に仕事などのために投票所に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所	投票時間
仙北市役所田沢湖庁舎	8:30～20:00

※この選挙では、不在者投票制度を適用していないため、旅行先の他市町村や病院施設での不在者投票はできませんので、あらかじめご承知おきください。

問合せ 仙北市選挙管理委員会
(田沢湖庁舎) ☎ 43-1150

農地転用による農業振興地域除外・編入申請の受付をします

【問合せ】農山村活性化課 農業振興計画担当(西木庁舎) ☎ (43) 2206

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途(住居、工場、資材置場、駐車場等)に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、除外の要件を満たしていることが必要となっています。